

## 1. 修正の概要

①原子力規制庁との面談結果等に基づく、一部文章の追加および修正

②核物質防護上非開示としていた箇所について、一部開示

※核物質防護上非開示としていた貯蔵容器内の核燃料物質重量に係る情報のうち、容器に貯蔵された核燃料物質総量を推察することが困難な情報について、核物質防護上の管理情報に当たらないと判断し開示することとした。

③誤字、脱字、用字用語の統一等、所要の修正

また、茨城県知事からの要請に基づく報告書も法令報告に準じた修正を実施した。

## 2. 法令報告書の主な修正内容 (1.①関係のみ)

※報告書の記載内容をより具体化するために、一部の文章を追加及び修正

旧 (平成 29 年 12 月 27 日提出)	新 (平成 30 年 2 月 14 日提出)
<p>6.3 作業員の被ばく評価</p> <p>(3) 内部被ばくによる実効線量の評価 ～略～</p> <p>その上で、原子力機構が実施した放射性物質の摂取に至った原因の推定結果や 108 号室の放射線管理情報等の調査結果も考慮して原子力機構として内部被ばく線量の評価を行い、その内容を基に原子炉等規制法等の法令に基づく放射線業務従事者の被ばく線量の記録を行った。～略～</p>	<p>6.3 作業員の被ばく評価</p> <p>(3) 内部被ばくによる実効線量の評価 ～略～</p> <p>その上で、原子力機構が実施した放射性物質の摂取に至った原因の推定結果 <u>(破裂時の顔面の動き、破裂後の会話、発汗等によるマスクの密着性の低下に伴う接顔部からの吸入摂取等 (添付 7.2.1 参照))</u> や 108 号室の放射線管理情報等の調査結果 <u>(スミヤル紙等による室内汚染検査結果及び粒径分布等の測定結果 (添付 6.5.1 参照))</u> も考慮して原子力機構として内部被ばく線量の評価を行い、その内容を基に原子炉等規制法等の法令に基づく放射線業務従事者の被ばく線量の記録を行った。～略～</p>
<p>8.2 直接的な原因分析及び組織的な要因分析の実施体制等</p> <p>8.2.2 組織的な要因分析の実施体制</p> <p>(1) 分析対象事象の抽出及び <u>分析</u> チームの設置並びに実施体制 ～略～</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長は、燃料研究棟における汚染事故に関する根本原因分析を実施するに当たり、分析チームの要員が処遇上の不利益を被らないよう、所属長に要請し活動を行うこととした。 ～略～</p>	<p>8.2 直接的な原因分析及び組織的な要因分析の実施体制等</p> <p>8.2.2 組織的な要因分析の実施体制</p> <p>(1) 分析対象事象の抽出及びチームの設置並びに実施体制 ～略～</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長は、<u>根本原因分析に係る教育訓練を受け、力量を有する者からチーム員を選定するとともに</u>、燃料研究棟における汚染事故に関する根本原因分析を実施するに当たり、<u>根本原因</u> 分析チームの要員が処遇上の不利益を被らないよう、所属長に要請し活動を行うこととした。</p>

旧 (平成 29 年 12 月 27 日提出)	新 (平成 30 年 2 月 14 日提出)
<p>8.3 原因分析</p> <p>8.3.1 直接的な原因分析</p> <p>～略～</p> <p>⑫ 福島燃料材料試験部長は、緊急時にグリーンハウスを設営して作業員を退室させる場合はグリーンハウスをなるべく短時間で設置する必要があったが、燃料研究棟でグリーンハウスを設置するような室内全域に及ぶ汚染事故を想定していなかったことから、資材調達や設営作業に手間取った。</p> <p>10. まとめ</p> <p>～略～</p> <p>原子力機構は、施設の廃止措置段階を含め核燃料物質の管理の適正化が重要な課題であり、核燃料物質を取り扱う研究開発機関として現場の品質管理及び保安活動を徹底する必要がある。</p> <p>このような状況の中、今回の事故が起きたことを深く反省するとともに、事故発生の防止に向けた取組が十分にできなかったことを重く捉え、経営層自身による安全確保のための活動の関与及び監視並びに専門性を有する人材の育成・確保を一層強化し、原子力機構全体でより慎重な保安活動を徹底し、安全確保に努める。</p>	<p>～略～</p> <p>8.3 原因分析</p> <p>8.3.1 直接的な原因分析</p> <p>～略～</p> <p>⑫ 福島燃料材料試験部長は、緊急時にグリーンハウスを設営して作業員を退室させる場合はグリーンハウスをなるべく短時間で設置する必要があったが、燃料研究棟でグリーンハウスを設置するような室内全域に及ぶ汚染事故を想定していなかった <u>(グローブのピンホールによるスポット汚染等軽微な事象が想定範囲であった。)</u> ことから、資材調達や設営作業に手間取った。</p> <p>10. まとめ</p> <p>～略～</p> <p>原子力機構は、施設の廃止措置段階を含め核燃料物質の管理の適正化が重要な課題であり、核燃料物質を取り扱う研究開発機関として現場の品質管理及び保安活動を徹底する <u>とともに、核燃料物質のより安全な管理への取組を確実に進めていく。</u></p> <p>このような状況の中、今回の事故が起きたことを深く反省するとともに、事故発生の防止に向けた取組が十分にできなかったことを重く捉え、経営層自身による安全確保のための活動の関与及び監視並びに専門性を有する人材の育成・確保を <u>含め必要な資源を投入した上で、原子力機構全体でより慎重な保安活動を徹底し、安全確保に努める。原子力施設の保安活動に当たっては、その向上を図る観点から、今回の事故の教訓を含め過去の事故・トラブル等に関する情報を有効に活用できるよう、機構全体で情報共有する仕組みを構築するとともに、これら情報について他機関でも閲覧できるようにする。</u></p>

以上